

別紙 @nifty ガス料金単価一覧

料金表※1	旧基本料金※2	旧従量料金※3	新基本料金※2	新従量料金※3
	(¥：消費税8%)	(¥：消費税8%)	(¥：消費税10%)	(¥：消費税10%)
料金表A	707.94	139.09	721.05	141.67
料金表B	954.89	124.87	972.57	127.18
料金表C	1,123.11	122.77	1,143.91	125.04
料金表D	1,723.85	119.42	1,755.77	121.63
料金表E	5,738.99	111.26	5,845.27	113.32
料金表F	11,333.13	104.19	11,543.00	106.12

※1

料金表 A 使用量が 0 立法メートルから 20 立法メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が 20 立法メートルをこえ、80 立法メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が 80 立法メートルをこえ、200 立法メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 D 使用量が 200 立法メートルをこえ、500 立法メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 E 使用量が 500 立法メートルをこえ、800 立法メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 F 使用量が 800 立法メートルをこえる場合に適用いたします。

※2 1 か月およびガスメーター 1 個につき

※3 1 立法メートルにつき

■ 日割計算（ガス供給約款取次用より該当変更箇所を抜粋）

2. ガス料金算定方法

(3) 当社は、料金の日割計算を行う場合を除き、1 料金算定期間を「1 か月」として料金を算定いたします。

(4) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が 36 日以上となった場合を除きます。

① 定例検針日もしくはその他当社が必要と認めた日の翌日から、次の定例検針日もしくはその他当社が必要と認めた日の検針日までの期間が 24 日以下又は 36 日以上となった場合（スイッチングの場合を含みます。）

② 新たにガスの供給を開始した日（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合、スイッチングによる場合を除きます。）の場合で、料金算定期間が 29 日以下又は 36 日以上となった場合

③ ガス供給約款 33 または 34 の規定により、需給契約の解除または終了等により、かつ、解約日が定例検針日でない場合で、料金算定期間が 29 日以下又は 36 日以上となった場合

④ ガス供給約款 24 の規定により、ガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が 29 日以下又は 36 日以上となった場合（その他当社が必要と認めた日により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）

⑤ガス供給約款 25 の規定により、ガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が 29 日以下又は 36 日以上となった場合（その他当社が必要と認めた日により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）

⑥ガス供給約款 26 の規定により、供給又は使用の制限等により、ガスの供給を中止し又はお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。

（5）当社は（4）①から⑤までの規定により料金の日割計算をする場合は、次によります。

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、2（1）のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した 1 か月換算使用量によります。

➤日割計算後基本料金

基本料金 × 日割計算日数 / 30

（備考）

- ・基本料金は、2（1）の料金表における基本料金
- ・日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ・計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

➤従量料金

2（1）の料金表における基準単位料金に使用量に乗じて算定いたします。

（6）当社は（4）⑥の規定により料金の日割計算をする場合は、次によります。

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、2（1）のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した 1 か月換算使用量によります。

➤日割計算後基本料金

基本料金 × (30 - 供給中止期間の日数) / 30

（備考）

- ・基本料金は、2（1）の料金表における基本料金
- ・日割計算日数は、供給中止の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31 日以上の場合は 30
- ・計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

➤従量料金

2（1）の料金表における基準単位料金に使用量に乗じて算定いたします。

■原料費調整の適用期間（ガス供給約款取次用より該当変更箇所を抜粋）

4. 原料費調整

（1）八 原料費調整単価の適用

均燃料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	料金算定期間の末日が2月1日から2月28日に属する料金算定期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）
毎年10月1日から12月31日までの期間	料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間
毎年11月1日から1月31日までの期間	料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間
毎年12月1日から2月28日までの期間 （翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間